

請願・陳情参考資料

平成26年9月18日

未来づくり推進局

陳情（新規）

県民課

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
26年-17号 (H26.9.12)	未来づくり 推進	県民の意見・質問等に対する 標準応答期間の設置について 倉吉市 足羽 佑太	<p>○ 鳥取県民参画基本条例において、県民から県政に対する意見等の提出があったときは、県の考え方を当該提出者に回答するよう努めなければならない旨規定されている。</p> <p>○ 県民課が直接受け付けた意見等のほか、担当課において聴取した意見等についても県民課に送付し、県民の声として登録することとしている。 [なお、県民の声として登録するものは、県政に対する意見等であり、単なる事業内容の照会や質問等は登録することなく、担当課が対応することとしている。]</p> <p>○ 県民課から処理依頼を受けた担当課は、原則5勤務日以内に回答（対応）することとしている。 回答まで日にちを要することが予想されるときは、担当課から回答が遅れる旨を意見者に連絡することとしている。</p> <p>【参考】 鳥取県民参画基本条例（抜粋） （意見等への誠実な対応） 第9条 県は、県政に対する県民の意見等の提出があったときは、その内容を検討し、県政の運営に資すると認められるものについてはできるだけ速やかに県政に反映するよう努めなければならない。 2 県は、その意見等に対する県の考え方を当該提出者に回答するよう努めなければならない。</p>